



泉崎村告示第52号

本村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

平成22年3月23日

泉崎村長 久保木正大



# 字の区域の変更調書

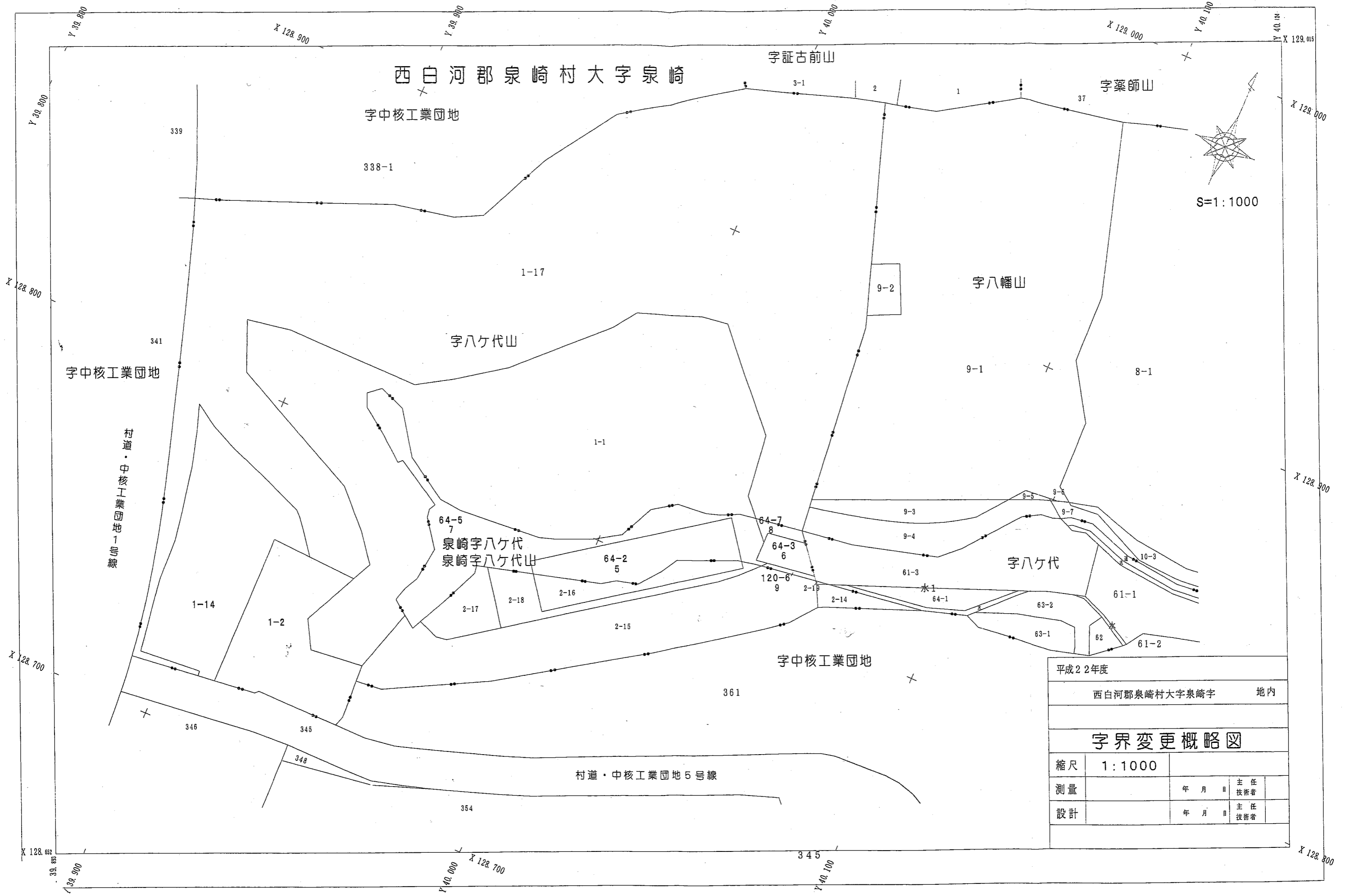
新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
泉崎	八ヶ代山	泉崎	八ヶ代	64の2、64の3、64の5、64の7、120の6

# 位置図



白  
河  
市

西白河郡泉崎村大字泉崎



平成22年度			
西白河郡泉崎村大字泉崎字		地内	
<b>字界変更概略図</b>			
縮尺	1:1000		
測量		年 月 日	主任 技術者
設計		年 月 日	主任 技術者